那覇市公報

第１６７２号
毎月２回　１，１５日発行
発　　行　　所
那覇市泉崎１丁目１番１号
那覇市総務部総務課

目　　次

◇条　　例◇

○那覇市総合計画策定条例（企画調整課）…… 902

○那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び那覇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（こども政策課）…… 905

○那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）…… 913

○那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（人事課）…… 916

○那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例（人事課）…… 917

○那覇市印鑑条例の一部を改正する条例（ハイサイ市民課）…… 919

○那覇市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例（人事課）…… 921

○那覇市住民基本台帳カード利用条例の一部を改正する条例（ハイサイ市民課）…… 922

○那覇市手数料条例の一部を改正する条例（ハイサイ市民課）…… 924

○那覇市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（こども政策課）…… 927

◇規　　則◇

○那覇市住民基本台帳カード利用条例施行規則の一部を改正する規則（ハイサイ市民課）…… 930

◇訓　　令◇

○那覇市審理員の指名に関する規程（法制契約課・共同訓令）…… 932

◇告　　示◇

○市道路線の区域決定に関する告示（道路管理課）…… 935

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について（保護管理課）…… 937

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について（保護管理課）…… 938

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について（保護管理課）…… 939

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について（保護管理課）…… 940

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について（保護管理課）…… 941

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の変更について（保護管理課）…… 943

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の廃止について（保護管理課）…… 944

◇公　　告◇

○那覇市津波避難ビル環境衛生管理業務委託契約の制限付一般競争入札の実施について（総務課）…… 945

○住民票の職権消除の公示について（ハイサイ市民課）…… 948

○福祉施設等との随意契約の公表について（公園管理課）…… 949

◇消防本部訓令◇

○那覇市審理員の指名に関する規程（法制契約課・共同訓令）…… 932

◇上下水道局規程◇

○那覇市審理員の指名に関する規程（法制契約課・共同訓令）…… 932

◇上下水道局告示◇

○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について…… 950

○那覇市排水設備指定工事店の異動について…… 951

◇選挙管理委員会告示◇

○ポスター掲示場の設置場所について…… 952

○直接請求に要する選挙権を有する者の数について…… 968

○期日前投票所について…… 969

○期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任及び氏名等について…… 970

○投票所について…… 973

○投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任及び氏名等について…… 976

○投票記載所の氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所について… 978

○開票の場所及び日時について…… 979

○開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任及び氏名等について…… 980

○開票立会人決定のくじを行う場所及び日時について…… 981

○期日前投票所における投票管理者の氏名等の変更について…… 982

◇監査委員告示◇

○包括外部監査の事務を補助する者について…… 984

条　　例

那覇市条例第28号
平成28年６月30日
公　　布　　済

那覇市総合計画策定条例をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市総合計画策定条例

南海の勝地といわれたかつての琉球王国は、万国津梁の精神で大海原を舞台にアジアに雄飛した。私たちの那覇市は、大交易時代に栄華を極めた王府・首里城がおかれた地として、その輝かしい歴史を、今に引き継いでいる。

平和で心豊かな暮らしは、先の沖縄戦で打ち砕かれ、全てが焦土と化した。絶望に打ちひしがれながらも、たくましく立ち上がり、戦後の復興の歴史を、本市の輝かしい発展の歴史に重ねてきた。

人々の尊い歩みにより少しずつ都市としての風格を備えてきた本市には、生活の場となる良好な住宅地が整い、国、沖縄県等の公的機関が集まるとともに企業が本拠を構え、賑わいのある店舗が軒を連ねている。今や、名実ともに県都として、商都として、更には経済発展が著しいアジアの玄関口として、沖縄県の政治経済の中心地となっている。住む人、来る人、働く人、行き交う人々に笑顔と活気があふれ、まち全体に躍動感がみなぎっていることが私たちの大きな誇りである。今を生きる私たちは、先人の英知とたゆまぬ努力の上に、長い歴史を積み重ねてきた那覇市を、確実に次の世代に引き継がなければならない。

那覇市総合計画は、これまで羅針盤のように私たちに夢と希望に満ちあふれた明るい未来を示し、本市のまちづくりに大きな役割を果たしてきた。これからも、市民との協働により創り上げていく総合計画を本市のまちづくりの指針として位置づけるべく、この条例を制定する。

（目的）

第1条　この条例は、総合計画の策定等について必要な事項を定めることにより、本市における総合的かつ計画的な行政の運営に資することを目的とする。

（定義）

第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　総合計画　将来における本市のあるべき姿及び進むべき方向についての基本的な指針であって、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。

(2)　基本構想　長期的展望に立ち、本市の将来像並びにその実現のための基本理念及び方向性を示すものをいう。

(3)　基本計画　基本構想で示した将来像を実現するための基本的な施策の方向性を体系的に示すものをいう。

(4)　実施計画　基本計画に基づき実施する事業の計画を具体的に示すものをいう。

(総合計画の策定)

第3条　市長は、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、本市の最上位の計画として総合計画を策定する。

(市民意見の反映)

第4条　市長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、市民の意見を十分に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(総合計画審議会への諮問)

第5条　市長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)別表に定める那覇市総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第6条　市長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、那覇市議会基本条例(平成24年那覇市条例第78号)第14条第1号の規定による議会の議決を経なければならない。

(総合計画の公表)

第7条　市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(総合計画との整合)

第8条　個別の行政分野における施策に係る基本的な計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第9条　この条例に定めるもののほか、総合計画の策定等に関し必要な事項は、別に定める。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第29号
平成28年６月30日
公　　布　　済

那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び那覇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び那覇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第1条　那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年那覇市条例第68号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（設備の基準） 第34条　保育所の設備の基準は、次のとおりとする。	（設備の基準） 第34条　［略］
(1)～(7)　［略］	(1)～(7)　［略］
(8)　乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下これらを「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件の全てに、保育室等を3階以上に設ける建物は次のイからクまでの要件の全てに該当するものであること。	(8)　［略］
ア　［略］	ア　［略］
イ　保育室等が設けられている次の表の階の欄に掲げる階に応じ、同表の区分の欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の施設又は設備の欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。	イ　［略］
［表　別記］	［表　別記］
ウ～ク　［略］	ウ～ク　［略］
付　則	付　則
	（保育所の職員配置に係る特例） 4　保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第36条第2項ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、同項本文の規定により必要な保育士等が1人となる時間帯においては、当該保育士等に加えて、市長が保育士等と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。 5　前項に規定する事情に鑑み、当分の間、

	第36条第2項の保育士等の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項の普通免許状をいう。)を有する者を、保育士等とみなすことができる。 6　付則第4項に規定する事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士等の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士等の数を超えるときは、第36条第2項の保育士等の数の算定については、市長が保育士等と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士等の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士等の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士等とみなすことができる。 7　前2項の規定を適用する場合においては、保育士等(法第18条の18第1項(国家戦略特別区域法第12条の4第8項において準用する場合を含む。)の登録を受けた者をいい、付則第2項又は前2項の規定により保育士等とみなされる者を除く。)を、保育士等の数(前2項の規定の適用がないとした場合の第36条第2項の規定により算定されるものをいう。)の3分の2以上、置かなければならない。

備考

1　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

2　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

[改正前　別記]

[第34条の表]

階	区分	施設又は設備
2階	[略]	
	避難用	1　建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又

		は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。) 2～4　[略]
3階	[略]	
	避難用	1　建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。) 2～3　[略]
4階以上	[略]	
	避難用	1　建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備(同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。)を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号に定める基準を満たすものとする。) 2～3　[略]

[改正後　別記]

[第34条の表]

階	区分	施設又は設備
2階	[略]	
	避難用	1　建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号に定める基準を満たすものとする。) 2～4　[略]
3階	[略]	
	避難用	1　建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号に定める基準を満たすものとする。)

		2～3　［略］
4階以上	［略］	
	避難用	1　建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号に定める基準を満たすものとする。） 2～3　［略］

（那覇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条　那覇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年那覇市条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（設備の基準）	（設備の基準）
第30条　小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。	第30条　［略］
(1)～(6)　［略］	(1)～(6)　［略］
(7)　乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下これらを「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件の全てに、保育室等を3階以上に設ける建物は次に掲げる要件の全てに該当するものであること。	(7)　［略］
ア　［略］	ア　［略］
イ　保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。	イ　［略］
［表　別記］	［表　別記］
ウ～ク　［略］	ウ～ク　［略］
（設備の基準）	（設備の基準）
第45条　事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。以下この条、第47条及び第48条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以	第45条　［略］

下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。	
(1)～(7)　［略］	(1)～(7)　［略］
(8)　保育室等を2階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件の全てに、保育室等を3階以上に設ける建物は次に掲げる要件の全てに該当するものであること。	(8)　［略］
ア　［略］	ア　［略］
イ　保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。	イ　［略］
［表　別記］	［表　別記］
ウ～ク　［略］	ウ～ク　［略］
付　則	付　則
	（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例） 第6条　保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第31条第2項各号又は第46条第2項各号に定める数の合計数が1人となる時間帯においては、第31条第2項又は第46条第2項の規定にかかわらず、保育士等の数を1人以上とすることができる。この場合において、配置される保育士等の数が1人となる時間帯においては、当該保育士等に加えて、市長が保育士等と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。 第7条　前条に規定する事情に鑑み、当分の間、第31条第2項又は第46条第2項の保育士等の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項の普通免許状をいう。）を有する者を、保育士等とみなすことが

	できる。 第8条　付則第6条に規定する事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士等の総数が、当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士等の数を超えるときは、第31条第2項又は第46条第2項の保育士等の数の算定については、市長が保育士等と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士等の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士等の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士等とみなすことができる。 第9条　前2条の規定を適用する場合においては、保育士等（法第18条の18第1項（国家戦略特別区域法第12条の4第8項において準用する場合を含む。）の登録を受けた者をいい、第31条第3項若しくは第46条第3項又は前2条の規定により保育士等とみなされる者を除く。）を、保育士等の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第31条第2項又は第46条第2項の規定により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。
第6条　［略］	第10条　［略］
備考 1　前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。 2　前条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。	

［改正前　別記］

［第30条の表］

階	区分	施設又は設備
［略］		
4階以上の階	［略］	
	避難用	1　建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、

		当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号に定める基準を満たすものとする。） 2～3　［略］

［改正後　別記］

［第30条の表］

階	区分	施設又は設備
［略］		
4階以上の階	［略］	
	避難用	1　建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号に定める基準を満たすものとする。） 2～3　［略］

［改正前　別記］

［第45条の表］

階	区分	施設又は設備
［略］		
4階以上の階	［略］	
	避難用	1　建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号に定める基準を満たすものとする。） 2～3　［略］

［改正後　別記］

［第45条の表］

階	区分	施設又は設備

［略］		
4階以上の階	［略］	
	避難用	1　建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号に定める基準を満たすものとする。) 2～3　［略］

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第30号

平成28年６月30日

公　　布　　済

那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和47年那覇市条例第41号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付　則	付　則
(他の法令による給付との調整)	(他の法令による給付との調整)
第5条　年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第14条の2を除く。)による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。	第5条　［略］
［表　別記］	［表　別記］
2　休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額	2　［略］

を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とする。 ［表　別記］	［表　別記］
備考　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付　則

(施行期日等)

1　この条例は、公布の日から施行し、改正後の那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(経過措置)

2　改正後の那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定は、平成28年4月1日以後に支給すべき事由の生じた同条例第6条第3号の傷病補償年金(以下この項において「傷病補償年金」という。)及び同条第2号の休業補償(以下この項において「休業補償」という。)並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

［改正前　別記］

［第5条第1項の表］

傷病補償年金	［略］	
	障害厚生年金(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86
	［略］	
［略］		

［改正後　別記］

［第5条第1項の表］

傷病補償年金	［略］	
	障害厚生年金(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.88
	［略］	
［略］		

［改正前　別記］

［第5条第2項の表］

［略］	
障害厚生年金(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86
［略］	

［改正後　別記］
［第5条第2項の表］

［略］	
障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.88
［略］	

那覇市条例第31号
平成28年６月30日
公　　布　　済

那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

那覇市特別職職員の給与に関する条例（昭和47年那覇市条例第42号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付　則	付　則 11　市長及び副市長の給料月額は、第3条及び前項の規定にかかわらず、平成28年7月1日から同年7月31日までの間、同項に規定する額から当該額の100分の10に相当する額を減じた額とする。
備考　改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付　則
この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第32号
平成28年６月30日
公　　布　　済

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和47年那覇市条例第73号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(週休日及び勤務時間の割振り)	(週休日及び勤務時間の割り振り)
第3条　[略]	第3条　[略]
第3条の2　任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。	第3条の2　任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割り振りを別に定めることができる。
2　任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあっては、8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員にあっては8日以上の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。	2　任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割り振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあっては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員にあっては8日以上の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。
(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)	(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)
第6条の2　任命権者は、次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の	第6条の2　任命権者は、次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子を養育するために請求した場合には、公務の

運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。以下この条において同じ。)をさせるものとする。 (1)　［略］ (2)　小学校に就学している子のある職員であって、規則で定めるもの 2～3　［略］	運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割り振りによる勤務をいう。以下この条において同じ。)をさせるものとする。 (1)　［略］ (2)　小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であって、規則で定めるもの 2～3　［略］

備考
1　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第33号
平成28年６月30日
公　　布　　済

那覇市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市印鑑条例の一部を改正する条例

那覇市印鑑条例(昭和51年那覇市条例第19号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(自動交付機等による印鑑登録の証明の申請)	(自動交付機又は多機能端末機による印鑑登録の証明の申請)
第17条　前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、自ら本市の自動交付機又は証明書簡易申請機に印鑑登録証又は那覇市住民基本台帳カード利用条例(平成17年那覇市条例第37号)第1条の住民基本台帳カード及び暗証番号を使用して必要な事項を入力することにより、印鑑登録の証明の申請をすることができる。	第17条　前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、次に掲げるものを使用して、第1号又は第2号に掲げるものにあっては自動交付機(本市が設置する端末機で、自動的に証明書等を交付するものをいう。)に、第3号に掲げるものにあっては多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、自動的に証明書等を交付するものをいう。)に必要な事項を入力することにより、印鑑登録の証明の申請をすることができる。 (1)　印鑑登録証 (2)　那覇市住民基本台帳カード利用条例(平成17年那覇市条例第37号)第1条の住民基本台帳カード (3)　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第17条第1項の個人番号カードで、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第7項の規定により利用者証明用電子証明書が記録されているもの
備考　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付　則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

那覇市条例第34号
平成28年６月30日
公　　布　　済

那覇市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

那覇市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年那覇市条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（任命権者の報告） 第2条　［略］ 2　前項の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(6)　［略］ (7)～(9)　［略］	（任命権者の報告） 第2条　［略］ 2　［略］ (1)～(6)　［略］ (7)　職員の退職管理の状況 (8)～(10)　［略］
備考 1　改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。 2　改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3　条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。	

付　則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

那覇市条例第35号
平成28年６月30日
公　　布　　済

那覇市住民基本台帳カード利用条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市住民基本台帳カード利用条例の一部を改正する条例

那覇市住民基本台帳カード利用条例(平成17年那覇市条例第37号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条　この条例は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の44第8項の規定に基づき、住民基本台帳カード(以下「住基カード」という。)の利用目的、利用手続等について必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条　この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年法律第28号。以下この条において「整備法」という。)第19条の規定による改正前の住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の44第12項の規定に基づき、整備法第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた住民基本台帳カード(以下「住基カード」という。)の利用目的等について、必要な事項を定めるものとする。
(利用目的) 第2条　住基カードを利用する目的は、次に掲げるサービスを市民に提供することとする。	(利用目的) 第2条　［略］
(1)　自動交付機又は証明書簡易申請機を利用して、住民票の写し、印鑑登録の証明その他規則で定める証明書の交付を受けるサービス	(1)　自動交付機(本市が設置する端末機で、自動的に証明書等を交付するものをいう。)を利用して、住民票の写し、印鑑登録の証明その他規則で定める証明書の交付を受けるサービス
(2)　［略］	(2)　［略］
(利用手続) 第3条　住基カードを利用して前条のサービスを受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。 2　市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請をした者の住基カードに当該申請に係るサービスの提供に必要な情報を記録するものとする。	
(利用の停止) 第4条　住基カードを利用して第2条のサー	(利用の停止) 第3条　住基カードを利用して前条のサー

ビスを受けている者が、当該サービスの全部又は一部を停止しようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。 第5条　［略］	ビスを受けている者が、当該サービスの全部又は一部を停止しようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。 第4条　［略］
備考 1　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第36号

平成28年６月30日

公　　布　　済

那覇市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市手数料条例の一部を改正する条例

那覇市手数料条例(平成24年那覇市条例第71号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
［別表第1　別記］	［別表第1　別記］
備考　改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付　則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

［改正前　別記］

別表第1(第2条関係)

1～2　［略］

3　地方税法(昭和25年法律第226号。以下この項において「法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)～(2)　［略］			
(3)	法第382条の3の規定に基づく固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付	固定資産証明書交付手数料	土地及び家屋　1枚につき300円(自動交付機による交付にあっては、200円) 償却資産　1枚につき300円

4　［略］

5　住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下この項において「法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下この項において「番号法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)　［略］			
(2)	法第12条第1項、第12条の2第1項又は第12条の3第1項、第2項若しくは第8項に規定する住民票の写しの交付	住民票の写し又は住民票記載事項証明書交付手数料	1通につき300円(自動交付機による交付にあっては、200円)
(3)　［略］			
(4)	法第20条第1項から第4項までに規定する戸籍の附票の写しの交付	戸籍の附票の写しの交付手数料	1通につき300円
(5)～(6)　［略］			

6～7　［略］

8　その他の事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)～(2)　［略］			

(3)	印鑑登録証明書の交付	印鑑登録証明書交付手数料	1枚につき300円(自動交付機による交付にあっては、200円)
(4)　[略]			
(5)	所得及びその課税に関する証明書の交付	所得及びその課税に関する証明書交付手数料	1枚につき300円(自動交付機による交付にあっては、200円)
(6)～(9)　[略]			

[改正後　別記]

別表第1(第2条関係)

1～2　[略]

3　[略]

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)～(2)　[略]			
(3)	法第382条の3の規定に基づく固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付	[略]	土地及び家屋　1枚につき300円(自動交付機(本市が設置する端末機で、自動的に証明書等を交付するものをいう。以下同じ。)又は多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、自動的に証明書等を交付するものをいう。以下同じ。)による交付にあっては、200円) 償却資産　1枚につき300円

4　[略]

5　[略]

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)　[略]			
(2)	法第12条第1項、第12条の2第1項又は第12条の3第1項、第2項若しくは第8項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書の交付	[略]	1通につき300円(自動交付機又は多機能端末機による交付にあっては、200円)
(3)　[略]			
(4)	法第20条第1項から第4項までに規定する戸籍の附票の写しの交付	[略]	1通につき300円(多機能端末機による交付にあっては、200円)
(5)～(6)　[略]			

6～7　[略]

8　[略]

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)～(2)　［略］			
(3)	印鑑登録証明書の交付	［略］	1枚につき300円（自動交付機又は多機能端末機による交付にあっては、200円）
(4)　［略］			
(5)	所得及びその課税に関する証明書の交付	［略］	1枚につき300円（自動交付機又は多機能端末機による交付にあっては、200円）
(6)～(9)　［略］			

那覇市条例第37号
平成28年６月30日
公　　布　　済

那覇市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年那覇市条例第42号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（職員の数等） 第5条　［略］ 2　［略］ 3　幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の数は、次の表の中欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人以上としなければならない。	（職員の数等） 第5条　［略］ 2　［略］ 3　［略］
［略］ 備考 1　この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項の普通免許状をいう。以下この項において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第1項の登録(以下この項において「登録」という。)を受けたものに限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事するものの数をいう。 2～4　［略］	［略］ 備考 1　この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項の普通免許状をいう。以下この項及び付則第6条において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第1項(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の4第8項において準用する場合を含む。)の登録(以下この項において「登録」という。)を受けたものに限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事するものの数をいう。 2～4　［略］
付　則	付　則

	（幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例） 第5条　園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第5条第3項本文の規定により必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）の数が1人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない職員のうち1人は、同項の表備考第1項の規定にかかわらず、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者とすることができる。 第6条　第5条第3項の表備考第1項に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。 第7条　1日につき8時間を超えて開園する幼保連携型認定こども園において、開園時間を通じて必要となる職員の総数が、当該幼保連携型認定こども園に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第5条第3項の表備考第1項に定める者については、当分の間、開園時間を通じて必要となる職員の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。 第8条　前2条の規定により第5条第3項の表備考第1項に定める者を小学校教諭等免

	許状所持者又は市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、第5条第3項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。
備考　改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

規　　則

那覇市規則第42号
平成28年６月30日
公　　布　　済

那覇市住民基本台帳カード利用条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市住民基本台帳カード利用条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市住民基本台帳カード利用条例施行規則(平成17年那覇市規則第64号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(利用手続) 第3条　サービスの利用を申請しようとする者(以下「利用申請者」という。)は、住基カード及び次に掲げる事項を記載した書面を市長に提出するものとする。 (1)　住所 (2)　氏名 (3)　利用するサービスの種類 2　利用申請者は、サービスの利用を受けるための暗証番号を本市に登録しなければならない。 3　利用申請者は、官公署の発行した免許証、許可証若しくは身分証明書であって、写真に浮出しプレスによる証印のあるもの若しくは写真を特殊加工してあるものの提示又は市長が適当と認める方法により本人であることを明らかにしなければならない。 4　前3項の規定は、利用するサービスの種類又は暗証番号の変更について準用する。 第4条　［略］ (細目) 第5条　［略］	第3条　［略］ (補則) 第4条　［略］
備考 1　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 2　改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付　則

(施行期日)

1　この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の那覇市住民基本台帳カード利用条例施行規則第3条第2項の規定により登録されている暗証番号の変更については、なお従前の例による。

訓　　令

那　覇　市　訓　令　第13号
那覇市消防本部訓令　第４号
那覇市上下水道局規程　第16号
平　成　２８年　６　月　２８日
公　　表　　済

那覇市審理員の指名に関する規程を次のように定める。

那　覇　市　長　城間　幹子

那覇市消防局長　平良　真徳

那覇市上下水道事業管理者　翁長　聡

那覇市審理員の指名に関する規程

（趣旨）

第1条　この訓令は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第9条第1項の規定による審理員の指名に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条　この訓令において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　部　次に掲げる組織をいう。

ア　那覇市事務分掌条例（1966年那覇市条例第13号）第1条の部

イ　那覇市消防本部及び消防署設置等に関する条例（昭和47年那覇市条例第15号）第3条の那覇市消防局

ウ　那覇市上下水道局分課規程（昭和51年那覇市水道局規程第1号）第2条の部

(2)　処分部　審査請求に係る処分又は不作為についての事務を所掌する部をいう。

(3)　課長等　次に掲げる者をいう。

ア　那覇市職員職名等規則（1970年那覇市規則第6号）第2条の課長級の職位にある者

イ　那覇市消防局の組織等に関する規則（昭和47年那覇市規則第55号）第3条第3項の課長又は副参事の職にある者

ウ　那覇市上下水道局分課規程第3条第1項の課長若しくは室長又は同条第2項の担当副参事若しくは副参事の職にある者

（審理員の指名）

第3条　市長は、法第9条第1項の規定により審理員を指名するときは、課長等のうちから2人を指名するものとする。

2　前項の規定により指名を受ける者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1)　総務部以外の部が処分部である場合　処分部以外の部に属する課長等のうちから総務部長が人選したもの及び法制契約課の担当副参事

(2)　総務部が処分部である場合　総務部以外の部に属する課長等のうちから総務部を担当する副市長以外の副市長が人選したもの

3　前2項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、審理員に指名する人数を変更し、又は前項各号に規定する者以外の課長等を審理員に指名することができる。

(審理員の指名の取消し等)

第4条　市長は、審理員が法第9条第2項各号に掲げる者のいずれかに該当することとなったこと、市長の事務部局の職員でなくなったこと(第6条の場合を除く。)等により審理員の指名を取り消したときは、速やかに、その旨を審理関係人に通知するものとする。

2　市長は、審理員の指名を取り消したときは、速やかに、新たな審理員を指名するものとする。ただし、審理手続に支障が生じないと認めるときは、この限りでない。

3　第1項の規定は、前項本文の規定による審理員の指名について準用する。

(審理員の任期)

第5条　審理員の任期は、第3条第1項又は前条第2項本文の規定により指名された時から審理員意見書を審査庁に提出し、又は審理員の指名を取り消された時までとする。

(併任)

第6条　那覇市消防局又は那覇市上下水道局の課長等を審理員に指名する場合においては、前条の任期の間当該課長等は、市長の事務部局の職員に併任されたものとみなす。

付　則

この訓令は、平成28年6月28日から施行する。

告　　示

那覇市告示第 161 号
平成 28 年６月 24 日
掲　　示　　済

市道路線の区域決定に関する告示

道路法（昭和 27 年法第 180 号）第 18 条第１項の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線を次のように区域決定する。

その関係図面は、告示の日から２週間、那覇市建設管理部道路管理課において、一般の縦覧に供する。

那覇市長　城　間　幹　子

１．区域決定する路線

整理番号	路　線　名	区　　間	延 長 (m)	幅 員 (m)	備 考
2015	金城11号	首里寒川町１丁目76番３ ～首里金城町２丁目101番１	410.0	5.7 ～16.0	

市道路線の区域決定位置図(参考図)

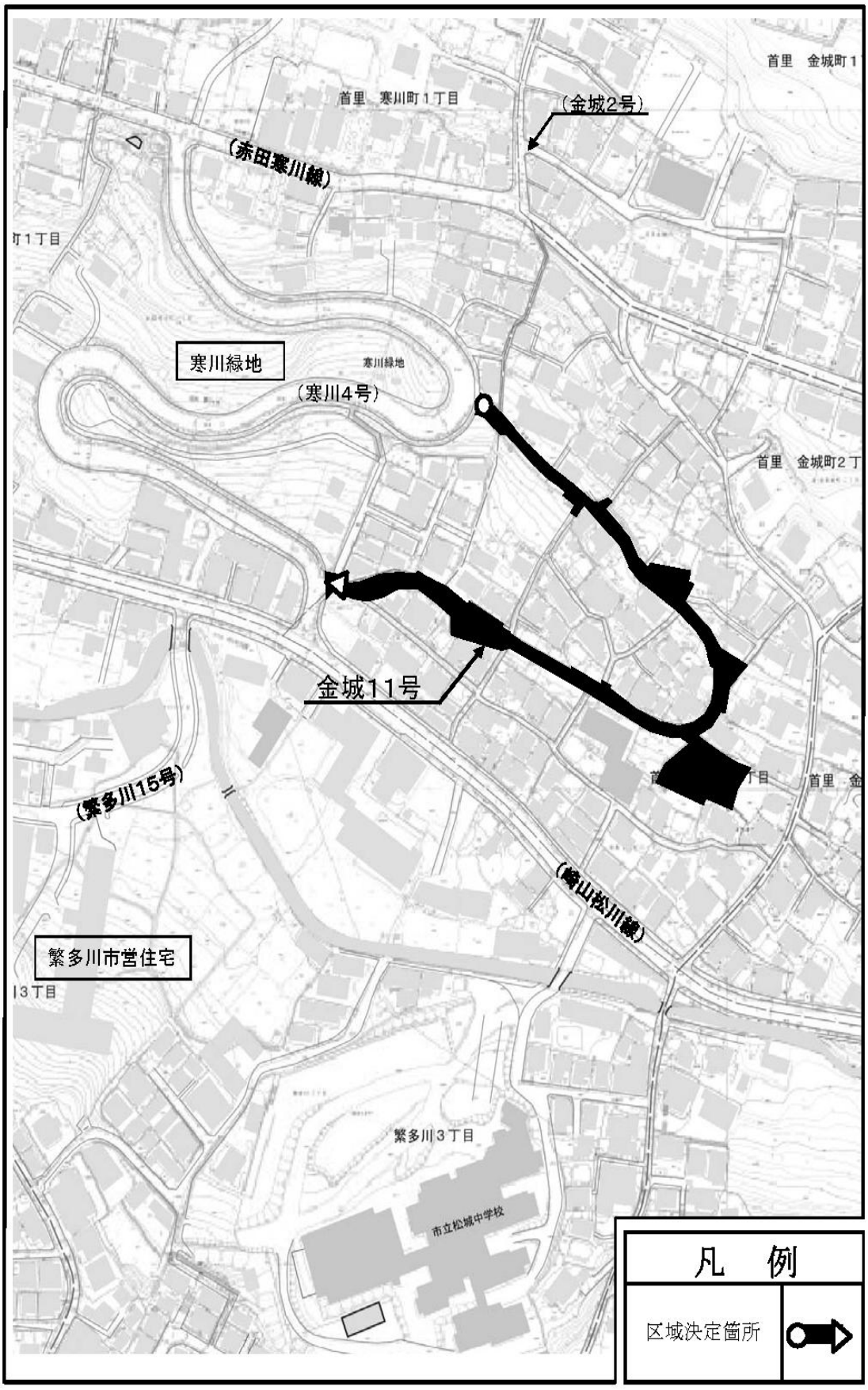

那覇市告示第 168 号
平成 28 年 7 月 15 日
掲　　示　　済

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第４項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長　城　間　幹　子

名　　称	開　設　者	指定年月日
所　在　地		
アップル歯科	赤嶺勝哉	平成 28 年５月２日
那覇市字小禄 902 番地３　ゆがふ商事ビル２階		
みやびクリニック	医療法人みやびクリニック	平成 28 年５月１日
那覇市壺川１丁目 12 番地４		
さくらメンタルクリニック	三間清明	平成 28 年６月１日
那覇市牧志三丁目５番４号		
岸本外科リハビリクリニック	岸本幸明	平成 28 年６月 16 日
那覇市字松川 441 番地		

那覇市告示第 169 号
平成 28 年 7 月 15 日
掲　　示　　済

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第４項の規定による指定医療機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長　城　間　幹　子

名　　称		変更年月日
変更事項	変　更　後（変　更　前）	
レオナ薬局		平成 28 年５月 20 日
開設者住所	那覇市首里石嶺町２丁目 166 番地 38 （神奈川県川崎市幸区下平間 341 番地）	

那覇市告示第 170 号
平成 28 年 7 月 15 日
掲　　示　　済

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第４項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長　城　間　幹　子

名　　称	開設者	廃止年月日
所　在　地		
アップル歯科	赤嶺勝哉	平成 28 年５月２日
那覇市字小禄 912 番地		
みやびクリニック	仲西雅人	平成 28 年５月１日
那覇市壺川１丁目 12 番地４		
オリーブ薬局　小禄店	有限会社ファースト企画	平成 28 年６月１日
那覇市田原３丁目１番地 12　101 号		

那覇市告示第 171 号
平成 28 年 7 月 15 日
掲　　示　　済

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の２第４項において準用する第 50 条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第４項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長　城　間　幹　子

名　　称 （廃止する事業の種類）	廃止年月日
所　在　地	
ケアプランセンター琉球の街 （居宅介護支援）	平成 28 年６月 22 日
那覇市繁多川四丁目 17 番 24 号	
ヘルパーステーション琉球の街 （訪問介護、介護予防訪問介護）	平成 27 年７月 31 日
那覇市繁多川四丁目 17 番 24 号	

那覇市告示第 172 号
平成 28 年 7 月 15 日
掲　　示　　済

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）に基づく施術機関について、生活保護法第 55 条第１項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第４項の規定による指定施術機関として、次のとおり指定した。

那覇市長　城　間　幹　子

施　術　者	施術の種類	指定年月日
施術所名称	施術所所在地	
上江洲施実	はり・きゅう	平成 28 年５月 30 日
琉球治療院	那覇市銘苅二丁目 11 番 19 号 グローヴィーサイト新都心 201	
井上和広	はり・きゅう	平成 28 年５月 30 日
琉球治療院	那覇市銘苅二丁目 11 番 19 号 グローヴィーサイト新都心 201	
宮城世里香	はり・きゅう	平成 28 年５月 30 日
琉球治療院	那覇市銘苅二丁目 11 番 19 号 グローヴィーサイト新都心 201	

又吉まり恵	はり・きゅう	平成 28 年５月 30 日
琉球治療院	那覇市銘苅二丁目 11 番 19 号 グローヴィーサイト新都心 201	
東濱富士乃	はり・きゅう	平成 28 年５月 30 日
琉球治療院	那覇市銘苅二丁目 11 番 19 号 グローヴィーサイト新都心 201	
亀島三知代	はり・きゅう	平成 28 年５月 30 日
琉球治療院	那覇市銘苅二丁目 11 番 19 号 グローヴィーサイト新都心 201	
高良尚	はり・きゅう	平成 28 年５月 31 日
琉球治療院	那覇市銘苅二丁目 11 番 19 号 グローヴィーサイト新都心 201	
奥浜幸子	あん摩・マッサージ	平成 28 年５月 31 日
琉球治療院	那覇市銘苅二丁目 11 番 19 号 グローヴィーサイト新都心 201	
岸本幸子	あん摩・マッサージ	平成 28 年５月 31 日
琉球治療院	那覇市銘苅二丁目 11 番 19 号 グローヴィーサイト新都心 201	
森兼和	あん摩・マッサージ はり・きゅう	平成 28 年６月２日
琉球治療院	那覇市銘苅二丁目 11 番 19 号 グローヴィーサイト新都心 201	
照屋春枝	あん摩・マッサージ はり・きゅう	平成 28 年６月７日
琉球治療院	那覇市銘苅二丁目 11 番 19 号 グローヴィーサイト新都心 201	

那覇市告示第 173 号
平成 28 年 7 月 15 日
掲　　示　　済

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）に基づく施術機関について、生活保護法第 55 条において準用する第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第４項の規定による指定施術機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長　城　間　幹　子

施　術　者　氏　名		変更年月日
変更事項	変　　更　　後（　変　更　前　）	
金城千哉		平成 27 年４月 10 日
施術所	琉球治療院（ 株式会社　フレアス ）	

那覇市告示第 174 号
平成 28 年 7 月 15 日
掲　　示　　済

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）に基づく施術機関について、生活保護法第 55 条第２項において準用する第 50 条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第４項の規定による指定施術機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長　城　間　幹　子

施　術　者	施　術　所　名　称 施　術　所　所　在　地	廃止年月日
長嶺昇史	マナス整骨院 那覇市奥武山町 26 番地 24　103	平成28年６月９日
中村　祥	松尾整骨鍼灸院 那覇市松尾一丁目 21 番 16 号　201	平成28年５月１日

公　　告

那覇市公告第 128 号
平成 28 年６月 24 日
掲　　示　　済

那覇市津波避難ビル環境衛生管理業務委託契約の制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第１項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の６及び那覇市契約規則（平成 26 年那覇市規則第 59 号。以下「契約規則」という。）第４条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長　城　間　幹　子

１　入札に付する事項
（１）業 務 名　　那覇市津波避難ビル環境衛生管理業務委託
（２）履行場所　　那覇市津波避難ビル（那覇市松山２丁目 22 番１号）
（３）業務内容　　那覇市津波避難ビル環境衛生管理業務委託仕様書による
（４）契約期間　　契約締結日から平成 31 年３月 31 日
（５）長期継続契約
この入札にかかる契約は、那覇市長期継続を締結することができる契約を定める条例（平成 21 年那覇市条例第 14 号）第２条第２号の規定に基づく長期継続契約であるため、本契約を締結した年度の翌年度以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で、契約を締結又は継続するものであり、当該契約にかかる支出予算の減額又は削除があった場合には、本契約を変更又は解除することができるものとする。

２　入札に参加する者に必要な資格に関する事項
この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格を全て満たさなければならない。
（１）　次のいずれにも該当すること。
①　建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 12 条の２第１項第７号かつ第８号の登録があること。
②　那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関す

る要綱第５条第１項に規定する制限付一般競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

（２）　建築物環境衛生管理技術者の資格を有する者がいること。

（３）　営業実績が２年以上あること。

（４）　那覇市の市税を完納していること。

（５）　本市を所在地とする本店、支店及び営業所(以下「営業所等」という。)のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準(平成 23 年 12 月５日付総務部長決裁)による。

（６）　労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。

（７）　賃金不払等社会的不正行為がないこと。

（８）　業務執行において不誠実な行為がないこと。

（９）　経営及び信用の状況が良好であること。

(10)　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。

(11)　従業員の制服制度があること。

(12)　地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の４第１項の規定する者に該当しないこと。

(13)　地方自治法施行令第 167 条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められたものにあっては、その事実があった後２年を経過していること。

(14)　那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第２号)第２条第１項第１号に規定する暴力団又は、同条第２号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。

(15)　その他市長が必要と認める条件

３　業務委託仕様書の配布期間及び配布場所

（１）配布期間　　平成 28 年６月 24 日（金）から平成 28 年７月１日（金）
午前９時 00 分から午後５時 00 分（12 時から 13 時を除く）

（２）配布場所　　那覇市泉崎１丁目１番１号　那覇市役所本庁舎５階
那覇市総務部総務課市民防災室
※本庁舎の駐車場は有料になっています。

４　業務委託仕様書等に対する質問及び回答

（１）質問期間　　平成 28 年６月 24 日（金）から平成 28 年７月１日（金）

（２）質問方法　　質問書（市様式）を那覇市総務部総務課市民防災室宛てに電子メールで午後５時 15 分迄に提出すること。
※電話、口頭による質問対応は受け付けておりません。

（３）回答方法　　平成 28 年７月５日（火）までに仕様書の配布の受付を行った全事業者宛てに電子メールで回答いたします。

５　入札執行の日時及び場所

（１）日　　時　　平成 28 年７月８日（金）
午後１時 30 分受付開始　　午後２時 00 分入札開始

（２）場　　所　　那覇市泉崎１丁目１番１号

那覇市役所本庁舎５階　501 会議室
※本庁舎の駐車場は有料になっています。

６　入札時提出書類
（１）入札書（市様式）
（２）代理人が入札する場合にあっては委任状（市様式）

７　入札保証金
那覇市契約規則第８条第１項に基づき免除することができる。

８　契約保証金
契約金額の 100 分の 10 に相当する額の納付、又は那覇市契約規則第 30 条第１項第１号に規定する履行保証保険契約を締結すること。

９　資格審査書類の提出（落札候補者のみ提出）
落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市総務部総務課市民防災室まで持参のうえ提出すること。
（１）入札資格審査申請書
（２）業務実績表（市様式）
（３）商業登記簿
（４）市税完納証明書
（５）所在地確認資料
（６）労働保険（労災・雇用）加入証明書
（７）社会保険（健康保険・更生年金保険）加入証明書
（８）最低賃金遵守の誓約書（市様式）
（９）入札参加資格要件にあげる要資格従業員にかかる資格の証明の写し
(10) その他市長が必要と認める書類

10　入札の無効
入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

11　郵送による入札は認めない。

12　留意事項
入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

13　お問合せ
那覇市 総務部 総務課 市民防災室
〒900-8585　那覇市泉崎１丁目１番１号
電話 098-861-1102

那覇市公告第 139 号
平成 28 年 6 月 30 日
掲　　示　　済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第４項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部ハイサイ市民課において縦覧に供する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市公告第 152 号
平成 28 年 7 月 4 日
掲　　示　　済

福祉施設等との随意契約の公表について

那覇市契約規則第 21 条の規定により次のとおり公表します。

那覇市長　城　間　幹　子

１　契約内容
平成 28 年度花壇花卉植栽維持管理業務委託（その１）、（その２）、（その３）
（その４）

２　契約相手方の決定方法又は選定基準
１）　地方自治法施行令第 167 条の２第１項第３号に規定する団体等であること。
２）　業務の円滑な履行が可能であること。
３）　本市在住の障害者の自立・自助支援を展開し、組織的な支援活動を行っている法人組織の福祉団体であること。
４）　本市と契約実績があること。または業務の円滑な履行が可能であると認められること。

３　申請方法
見積書（新規に申請する団体は業務履行が可能であることを証明する申請書）及び那覇市在住の利用者受入内訳書提出（７月 22 日（金）まで）

４　契約担当課
建設管理部　公園管理課　電話　951－3239

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 16 号
平 成 28 年 6 月 22 日
掲　　示　　済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第１項第２号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長　　翁長　聡

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者廃止名簿

登録番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者
411	ヨギ設備	那覇市与儀２-22-８	城間　武夫

那覇市上下水道局告示第 27 号
平 成 28 年 7 月 1 日
掲　　示　　済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条第４項の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長　　翁長　聡

指定（登録）番号	第　370　号
指定工事店名	株式会社城田設備
営業所所在地	南城市大里字古堅 690 番地
代表者名	城田　盛政
有効期間	自　平成26年４月１日
	至　平成31年３月31日
異動年月日	平成28年６月29日
異動事由	商号および営業所所在地の変更

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 24 号
平　成　２８　年　６　月　２０　日
掲　　示　　済

ポスター掲示場の設置場所について

平成 28 年７月 10 日執行の第 24 回参議院議員通常選挙について、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 144 条の２第４項の規定によるポスター掲示場を次のとおり設置した。

那覇市選挙管理委員会
委員長　唐 眞　弘 安

那覇市ポスター掲示場設置場所一覧表

投票区	掲示場番号	ポスター掲示場の設置場所	設営詳細
1	1-1	那覇市首里石嶺町4-208-7	コーポオアシス道向いガードレール
1	1-2	那覇市首里石嶺町4-360-8	石嶺小学校前ガードパイプ
1	1-3	那覇市首里石嶺町4-260	徳森宅斜め向いガードレール
1	1-4	那覇市首里石嶺町4-173-52	明星団地公園入口(新里宅向い)
1	1-5	那覇市首里石嶺町4-425-4	津覇宅向い(石嶺団地通り)ガードレール
1	1-6	那覇市首里石嶺町4-335	石嶺市営住宅4棟側(金網)
1	1-7	那覇市首里石嶺町4-335	石嶺市営住宅1棟前フェンス
1	1-8	那覇市首里石嶺町4-221-20	ドラックイレブン首里石嶺店向いガードレール
2	2-1	那覇市首里石嶺町2-70	石嶺市営住宅7棟前柵
2	2-2	那覇市首里石嶺町2-70-9	石嶺公民館向いガードパイプ
2	2-3	那覇市首里石嶺町2-233-8	奥浜宅前ガードレール
2	2-4	那覇市首里石嶺町2-191-8	神谷アパート前歩道フェンス
2	2-5	那覇市首里石嶺町2-179-1	メゾン朝日道向いガードレール
2	2-6	那覇市首里石嶺町2-198-1	首里高校野球場前県道沿いガードレール(メンズサロンオオムラ向い)
2	2-7	那覇市首里石嶺町2-168-16	石嶺南公園前(仲村宅向い)
2	2-8	那覇市首里石嶺町2-112	那覇バス石嶺営業所前バス停後ろ転落防止柵
3	3-1	那覇市首里儀保町4-44	ふりそで館道向いガードパイプ車道向き
3	3-2	那覇市首里石嶺町1-5	城北小学校体育館前ガードパイプ(玉城宅向い)
3	3-3	那覇市首里久場川1-111	金城宅向いガードレール
3	3-4	那覇市首里石嶺町1-147-3	首里協同クリニック前ガードレール
3	3-5	那覇市首里石嶺町1-61-2	国家公務員宿舎首里住宅1号棟前ガードレール
3	3-6	那覇市首里久場川町1-94	新島染色工房向いガードレール
3	3-7	那覇市首里儀保町4-44	ふりそで館向いガードパイプ歩道向き
3	3-8	那覇市首里石嶺町1丁目112	城北中学校正門隣りフェンス
4	4-1	那覇市首里石嶺町4-23	首里東高校サブグランド沿いフェンス
4	4-2	那覇市首里石嶺町3-1-1	コーポラスみやぎ前ガードパイプ
4	4-3	那覇市首里石嶺町3-35	大興ビル隣の契約駐車場前道路フェンス
4	4-4	那覇市首里平良町1-4	玉井マンション横ガードパイプ
4	4-5	那覇市首里平良町1-37	宮城宅前植栽車道向き
5	5-1	那覇市首里大名町3-80	サンエー大名店駐車場前ガードパイプ
5	5-2	那覇市首里大名町3-35	大名団地12棟前フェンス
5	5-3	那覇市首里大名町3-35	大名団地11棟前ガードレール
5	5-4	那覇市首里大名町2-26	下地・當間宅前落下防止柵
5	5-5	那覇市首里大名町2-75	大名児童館駐車場前ガードレール
5	5-6	那覇市首里大名町2-83	冨名腰宅前ガードパイプ
5	5-7	那覇市首里大名町2-52	諸見里宅道向いガードパイプ
6	6-1	那覇市首里鳥堀1-20-4	琉球銀行首里支店前植栽車道向き
6	6-2	那覇市首里儀保町1-19	知念宅前フェンス下の橋横
6	6-3	那覇市首里汀良町1-44	汀良児童公園前ガードレール(我如古宅向い)
6	6-4	那覇市首里赤平町2-17	大山宅道向いフェンス
6	6-5	那覇市首里赤平町2-12-3	ゴヤケーキ隣のフェンス
7	7-7	那覇市首里崎山町4丁目35番2号	城南小学校正門横フェンス
7	7-1	那覇市首里崎山町3-34	コルネットハウス前
7	7-2	那覇市首里崎山町4-222	芸大崎山キャンパス横(フェンス)
7	7-3	那覇市首里崎山町1丁目	崎山公園前(島袋宅向い)
7	7-4	那覇市首里赤田町2-57	名城宅前ガードレール(車道向け)
7	7-5	那覇市首里崎山町4-53-19	沖縄自動車道入口横フェンス
7	7-6	那覇市首里赤田町2-57	名城宅前ガードレール(歩道向け)
8	8-1	那覇市首里大中町2-26-17	亀谷宅斜め前植栽
8	8-2	那覇市首里儀保町2-8	小山アパート向い橋の欄干
8	8-3	那覇市首里真和志町1-5	城西小学校正門入口横フェンス
8	8-4	那覇市首里真和志町1丁目	旧県立博物館向いのフェンス

那覇市ポスター掲示場設置場所一覧表

投票区	掲示場番号	ポスター掲示場の設置場所	設営詳細
8	8-5	那覇市首里山川町2-1-4	友利宅向い柵

那覇市ポスター掲示場設置場所一覧表

投票区	掲示場番号	ポスター掲示場の設置場所	設営詳細
8	8-6	那覇市首里金城町3-68	(有)シュリデンキ向いのフェンス
8	8-7	那覇市首里金城町4-71-10	東洋PR向いのフェンス
8	8-8	那覇市首里桃原町1-6	仲尾次宅前ガードレール
9	9-1	那覇市首里寒川町2丁目	石川パーキング前ガードレール
9	9-2	那覇市首里寒川町1-27-2	玉城宅向い内側ガードフェンス
9	9-3	那覇市首里山川町3-4-1	野里ハイツ道向いガードフェンス
9	9-4	那覇市首里山川町1-63	山川バス停留所向かいガードフェンス
9	9-5	那覇市首里寒川町1-19	盛島宅向いガードレール
9	9-6	那覇市首里寒川町1-13-2	勝連宅向いガードレール
9	9-7	那覇市首里山川町3-60-2	びんがた工房向かいガードレール
10	10-1	那覇市古島2-31-1	那覇市立病院看護婦宿舎フェンス
10	10-2	那覇市松島2-1-12	松島保育園付近ガードパイプ
10	10-3	那覇市古島1-19-1	宇久増公園内(草地)かねひで駐車場向い
10	10-4	那覇市松島2丁目	宝口公園WC横
10	10-5	那覇市古島1-16-1	セントスヴェリエ上地付近ガードパイプ
10	10-6	那覇市古島2-23-7	翁長宅向い大神公園の柵
10	10-7	那覇市古島1丁目	宇久増公園内の木柵(自治会事務所近く花壇左)
10	10-8	那覇市古島1丁目	モノレール古島駅出入口側仲本病院向かいガードパイプ
11	11-1	那覇市首里末吉町1-152-9	末吉公園入口左側の県道沿いの柵
11	11-2	那覇市首里末吉町1-195	シルバー人材センター隣ガードフェンス
11	11-3	那覇市首里末吉町4-6-4	コーポ比嘉契約駐車場ガードレール(野原アパート向い)
11	11-4	那覇市古島1丁目	末吉西公園の植栽(エスペランザ向い)
11	11-5	那覇市首里末吉町3-9-10	比嘉宅向いガードレール
11	11-6	那覇市首里末吉町4丁目	末吉東児童公園トイレ近く植栽
11	11-7	那覇市首里末吉町2丁目22付近	末吉新橋欄干
12	12-1	那覇市字真嘉比	おもろまち駅東口交通広場南側ガードパイプ
12	12-2	那覇市字真嘉比264	バイパス荘前ガードフェンス
12	12-3	那覇市字真嘉比274	オアシスマカビ向いガードレール
12	12-4	那覇市字真嘉比237-19	まほろば荘前ガードレール
12	12-5	那覇市字真嘉比273	グランディールAJミーヤ向いガードレール
12	12-6	那覇市字真嘉比252-3	オーシャンパレス向かいガードレール
12	12-7	那覇市字真嘉比	中央公園緑地ユニオン近く(ユニオン真嘉比店駐車場向い)
12	12-8	那覇市字真嘉比	中央公園緑地(すき屋駐車場向い)
13	13-1	那覇市字安里154	ファミールYS前ガードパイプ
13	13-2	那覇市字安里117	スマイズム安里付近ガードパイプ
13	13-3	那覇市字安里111-1	タマキパーキング前ガードパイプ
13	13-4	那覇市字安里167	安里清永宅付近KOSAMO前ガードパイプ
13	13-5	那覇市字安里137-5	安里公園地域掲示板横
13	13-6	那覇市字安里99	宮城マンション隣駐車場前ガードレール
13	13-7	那覇市字安里16-2	儀間アパート近く駐車場前ガードパイプ
14	14-1	那覇市字松川389	我喜屋鉄工前ガードフェンス
14	14-2	那覇市字松川445-2	喜納マンション前ガードフェンス
14	14-3	那覇市松川3-12-21	松城マンション隣の駐車場前ガードパイプ
14	14-4	那覇市松川3-23-53	ユタカハイム2前の車道側ガードフェンス
14	14-5	那覇市繁多川3-7-15	メドルマホンダ横寒川前原橋の橋柵(バイク屋側)
14	14-6	那覇市繁多川2-4-19	伊野波宅裏の道向いガードパイプ
14	14-7	那覇市繁多川3-10-1	金城宅横のガードレール(松城中校門前)
14	14-8	那覇市繁多川1-16-30	県営繁多川高層住宅入り口前公園フェンス
15	15-1	那覇市松川2-14-5	比嘉宅前の転落防止柵
15	15-2	那覇市松川2-4-1	泉産業ビル側大道橋の欄干
15	15-3	那覇市松川2-14-46	知名宅前ガードレール
15	15-4	那覇市三原2-1-46	幸ビル前ガードパイプ

那覇市ポスター掲示場設置場所一覧表

投票区	掲示場番号	ポスター掲示場の設置場所	設営詳細
15	15-5	那覇市字松川314	松川西バス停後ろの転落防止柵

那覇市ポスター掲示場設置場所一覧表

投票区	掲示場番号	ポスター掲示場の設置場所	設営詳細
15	15-6	那覇市三原2-21-11	松川公園柵
15	15-7	那覇市三原2-26-7	前ガードパイプ
15	15-8	那覇市松川2-8-25	シティヒルー原側指帰橋の欄干
16	16-1	那覇市字大道88-17	照屋宅向いガードレール
16	16-2	那覇市字大道164	ライオンズマンション前ほたる橋欄干
16	16-3	那覇市字大道146-1	大道小学校体育館横大道練兵橋の欄干
16	16-4	那覇市字大道158	真和志中学校グラウンド側ガードパイプ
16	16-5	那覇市三原1-26-1	海銀三原支店前植栽
16	16-6	那覇市字安里387-1	そば処ゆうなみ道向かい駐車場柵
16	16-7	那覇市字松川367-4	道向いフェンス(サンエー食品館三叉路前)
16	16-8	那覇市寄宮2-32-1	真和志庁舎向いの転落防止柵
17	17-1	那覇市繁多川1-5	旧森永乳業跡地前のガードパイプ
17	17-2	那覇市繁多川1-3-17	コートヴィレッジ繁多川道向いのガードパイプ
17	17-3	那覇市繁多川5-5-1	波平アパート隣ガードレール
17	17-4	那覇市繁多川2-14-7	繁多川ハイツ隣の畑前のガードフェンス
17	17-5	那覇市繁多川3-14-16	アーバン繁多川道向いガードレール
17	17-6	那覇市真地396	伊良波宅横のガードパイプ(第二真地橋横)
17	17-7	那覇市繁多川5-24-1	繁多川自治会前ガードパイプ(バス停後ろ側)
17	17-8	那覇市字真地43-4	勝連宅隣ガードパイプ
18	18-1	那覇市識名2-13-46	(有)スリーエイト隣歩道側ガードフェンス(嘉数宅向い)
18	18-2	那覇市識名3-19-12	マンション識名12前市道側ガードレール
18	18-3	那覇市識名3-18-33	国吉アパート斜め前ガードレール(バス停そば)
18	18-4	那覇市識名3-17-18	ライオン歯科クリニック前のガードパイプ
18	18-5	那覇市識名3-1-28	京宅要壁前ガードパイプ
18	18-6	那覇市識名1-9-2	SouthHeim孫秀(ローソン)前ガードパイプ
18	18-7	那覇市識名1-12-15	金城宅横ガードレール
19	19-1	那覇市長田2-24-6	中尾宅向いガードレール
19	19-2	那覇市長田2-17-30	屋比久荘道向いガードレール
19	19-3	那覇市長田2-14	長田西公園のフェンス(西村宅向い)
19	19-4	那覇市長田2-33-44	新垣宅向い長田南公園道側の柵
19	19-5	那覇市長田2-32-23	玉商ビルⅠ向いガードレール
19	19-6	那覇市字上間620-1	平良宅向いガードレール
19	19-7	那覇市上間1-15	溜池横ガードレール(大城アパート向い)
19	19-8	那覇市長田2-1-20	丸信アパート前ガードパイプ
20	20-1	那覇市字国場405	嘉数女子学園前ガードパイプ
20	20-2	那覇市字国場14	渡嘉敷宅前歩道側フェンス
20	20-3	那覇市字国場102	玉城宅横の国場多目的広場前ガードフェンス
20	20-4	那覇市字仲井真357-1	ココパレス前国道の歩道側フェンス
20	20-5	那覇市字仲井真133	シュウズプラザナハ国場店横歩道の後方柵
20	20-6	那覇市字仲井真257-2	コーポ城間前国道の歩道側フェンス
20	20-7	那覇市字上間538-1	レオパレスちゅら前の歩道内側フェンス
20	20-8	那覇市字上間490-1	崎山宅向いのガードレール
21	21-1	那覇市字識名1205	JA真和志真地支店横ガードレール
21	21-2	那覇市字上間205-1	㈱ランバードランド横資材置場前ガードパイプ
21	21-3	那覇市字上間219-1	コーポ大城ななめ前ガードパイプ
21	21-4	那覇市字真地210-1	マンション真地前ガードパイプ
21	21-5	那覇市字真地313	真地小学校前ガードレール
21	21-6	那覇市字真地277	真地団地8棟前バス停向いガードパイプ
21	21-7	那覇市字真地277	真地団地12棟前フェンス
22	22-1	那覇市字国場1171	おもしろ公園の柵(トキ契約駐車場向い)
22	22-2	那覇市字国場1164	与儀元気公園の柵(かかず契約駐車場向い)
22	22-3	那覇市字国場869-1	テラス東門前ガードーフェンス

那覇市ポスター掲示場設置場所一覧表

投票区	掲示場番号	ポスター掲示場の設置場所	設営詳細
22	22-4	那覇市字国場724-1	東京ラーメンとん珍亭道向いの植栽

那覇市ポスター掲示場設置場所一覧表

投票区	掲示場番号	ポスター掲示場の設置場所	設営詳細
22	22-5	那覇市字国場555	沖縄尚学高校グラウンド前歩道側ガードパイプ
22	22-6	那覇市字国場671	ビーナス美容室隣YKパーキング前ガードパイプ
22	22-7	那覇市長田1-22	長田北児童公園の東側柵(ふく薬局向い)
23	23-1	那覇市寄宮3-1-1	真和志小学校向かいあさひ眼科前ガードパイプ
23	23-2	那覇市寄宮3-1-1	真和志小運動場前ガードパイプ
23	23-3	那覇市寄宮2-37-12	JAおきなわ真和志支店横ガードパイプ(真和志小裏口向い)
23	23-4	那覇市寄宮3-1-1	真和志小学校北側ガードパイプ
23	23-5	那覇市寄宮3-8-10	西平菓子店向いガードパイプ
23	23-6	那覇市寄宮3-19-11	寄宮フィッシングセンター裏ガードパイプ
23	23-7	那覇市三原3-21-16	ソレイユ・和なごみ向い大石公園内川沿いフェンス
24	24-1	那覇市寄宮2-32-1	真和志庁舎地下1階出入口(裏口)横ガードパイプ
24	24-2	那覇市寄宮2-3-1	沖縄整肢療護園横ガードパイプ
24	24-3	那覇市寄宮1-2-1	那覇市民会館横ガードレール(駐車場横)
24	24-4	那覇市寄宮1-1	那覇市民会館横の与儀公園内柵
24	24-5	那覇市寄宮1-1	与儀公園東側の柵(かねひで駐車場向い)
24	24-6	那覇市寄宮1-1	与儀公園西側バス停後の植栽フェンス(神原中向い)
24	24-7	那覇市寄宮1-1	与儀公園南側バス停後の植栽ガードパイプ(那覇署向い)
25	25-1	那覇市与儀1-3-1	赤十字病院前与儀バス停横ガードパイプ
25	25-2	那覇市与儀1-24-1	沖縄県立看護大学前バス停横ガードパイプ
25	25-3	那覇市字与儀372-1	がんじゅう整骨院前植栽
25	25-4	那覇市与儀1-1-1	与儀小学校正門左横金網フェンス
25	25-5	那覇市字与儀320-4	沖縄リックユビル前植栽
25	25-6	那覇市字与儀41	城間宅前ガードレール
25	25-7	那覇市与儀2-11	なかよし公園柵
25	25-8	那覇市与儀2-20	わんぱく公園柵
26	26-1	那覇市与儀2-18-19	古波倉宅向い(植栽)
26	26-2	那覇市字古波蔵393	古蔵小学校東側ガードパイプ
26	26-3	那覇市字古波蔵1丁目7-2	美川電気店ななめ前ガードパイプ
26	26-4	那覇市字古波蔵1丁目3番1号	大嶺ハイツ前ガードパイプ
26	26-5	那覇市古波蔵4-2-16	古蔵パーキング向い漫湖公園歩道側転落防止柵(稲国アパート隣)
26	26-6	那覇市古波蔵4-11-1	旧沖縄赤十字病院側転落防止柵
26	26-7	那覇市字国場1182-8	ファミリーマート駐車場側ガードパイプ
27	27-1	那覇市古波蔵3-2	ウィングシャトー古波蔵弐番館側ガードパイプ
27	27-2	那覇市古波蔵3-7-25	マイシンビル前ガードパイプ
27	27-3	那覇市古波蔵3-3-20	県営美田市街地住宅前ガードパイプ
27	27-4	那覇市古波蔵3-8-28	こくらクリニック前植栽
27	27-5	那覇市古波蔵3-23-1	市公園管理事務所入口横の転落防止柵
27	27-6	那覇市古波蔵3-8-14	古波蔵郵政宿舎前ガードパイプ
27	27-7	那覇市古波蔵3-1-1	Fステージ古波蔵レイクフロント向いの転落防止柵
28	28-1	那覇市字安謝653	国際重機ビル付近ガードフェンス
28	28-2	那覇市安謝2-15	安謝市営住宅老人ホーム出入口付近ガードフェンス
28	28-3	那覇市字安謝275	比嘉宅向いガードパイプ
28	28-4	那覇市安謝2-21-21	上間宅向かいガードパイプ
28	28-5	那覇市字安謝237-13	豊里ｱﾊﾟｰﾄ付近ガードフェンス
28	28-6	那覇市銘苅3-7-3	居酒屋福耳福助向いガードパイプ
29	29-1	那覇市曙2-16	あけぼの公園通り・デイサービスこまち向かいガードレール
29	29-2	那覇市字天久1196	日琉アパート前ガードレール
29	29-3	那覇市字安謝260	屋宜アパート横駐車場前ガードパイプ
29	29-4	那覇市曙2-18	曙小学校新垣宅向いフェンス
29	29-5	那覇市曙2-25	曙小学校裏門駐車場フェンス(協進ビル向い)
29	29-6	那覇市曙3-9	県営あけぼの住宅向い緑地
29	29-7	那覇市港町2-10	新港ふ頭中央緑地公園内東側の柵

那覇市ポスター掲示場設置場所一覧表

投票区	掲示場番号	ポスター掲示場の設置場所	設営詳細
29	29-8	那覇市港町2-10	新港ふ頭東緑地公園(沖縄ヤマハ向かいの草地)

那覇市ポスター掲示場設置場所一覧表

投票区	掲示場番号	ポスター掲示場の設置場所	設営詳細
30	30-1	那覇市泊3-1-6	琉球水難救済会近くガードパイプ
30	30-2	那覇市泊3-17-7	ライオンズマンション向かいガードパイプ
30	30-3	那覇市字上之屋411-3	日本航空上之屋社宅前ガードパイプ
30	30-4	那覇市おもろまち2-7	黄金森公園内フェンス
30	30-5	那覇市泊2-23-9	泊小学校前の翔ハウス向いガードパイプ
30	30-6	那覇市泊2-23-9	泊小学校運動場高台ガードパイプ(佐久本宅隣駐車場向い)
30	30-7	那覇市泊2-23-9	田仲珠算塾向かいガードパイプ
30	30-8	那覇市泊1-9-9	末日聖徒イエスキリスト教会前ガードパイプ
31	31-1	那覇市壺屋1-5-13	那覇市壺屋児童館裏の植栽
31	31-2	那覇市壺屋1-26-23	宮里ｱﾊﾟｰﾄ(元沖縄水族館)前ガードパイプ
31	31-3	那覇市樋川2-8-1	神原中学校体育館前ガードパイプ
31	31-4	那覇市字安里411-1	サンハイツ前安里橋の欄干(安里交差点向け右側)
31	31-5	那覇市字安里420-1	ひめゆり橋の欄干(安里交差点に向かって左側、松和産業ビル隣)
31	31-6	那覇市牧志3-8-1	金城ビル前ガードパイプ
31	31-7	那覇市壺屋1-3	元ビガロ壺屋左前の植栽
32	32-1	那覇市牧志2-8	牧志公園公衆トイレ斜前
32	32-2	那覇市牧志3-2-10	那覇市ぶんかテンブス館隣バイク駐輪場フェンス
32	32-3	那覇市牧志2-13-2	高良宅横ガードレール
32	32-4	那覇市安里2-5	安里交差点付近後方の柵
32	32-5	那覇市安里2-9-13	ひめゆり橋欄干(安里交差点に向かって左側、エイキマンション側)
32	32-6	那覇市牧志3-272-5	モノレール牧志駅下ガードパイプ
32	32-7	那覇市安里2-8-8	ベストウエスタン那覇イン横ガードレール
33	33-2	那覇市松尾2-14	松尾公園内　高台歩道柵
33	33-3	那覇市松尾2-16	松尾公園内駐車場の柵
33	33-4	那覇市松尾2-3	アーバンヒルズ隣フェンス
33	33-5	那覇市久茂地3丁目29	安木屋斜め向かいガードレール
33	33-6	那覇市松尾1-21-44	那覇高校横ガードパイプ(松尾消防署通り沿い、又吉ビル向い)
33	33-7	那覇市松尾1-21-44	那覇高校正面近くガードパイプ(十字路近く)
33	33-8	那覇市旭町	旭橋交差点　川沿いガードパイプ
33	33-9	那覇市泉崎2-101-24	国場宅斜め向かいガードレール
33	33-10	那覇市泉崎2-102-5	阿手川公園内駐車場とのフェンス
33	33-11	那覇市泉崎1-1-1	市役所本庁横道路向きガードパイプ
33	33-12	那覇市泉崎1-1-1	市役所本庁横･レオパレス向かいガードパイプ(市役所向き)
33	33-1	那覇市久茂地1-6-1	仲尾次ビルの横　川沿いガードパイプ
34	34-1	那覇市樋川1-19-12	中央公園東側コンクリート柵(嘉手納宅向い)
34	34-2	那覇市与儀1-3-21	那覇市保健所側ガードパイプ
34	34-3	那覇市樋川2-8	神原中学校横一方通行
34	34-4	那覇市楚辺1-5-1	桃原司法書士事務所横ガードレール
34	34-5	那覇市樋川1-16-36	中央公園城岳小側ガードレール
34	34-6	那覇市樋川1-99-1	与儀保育所隣の駐車場
34	34-7	那覇市樋川1-12-39	上間宅前ガードパイプ
35	35-1	那覇市楚辺1-4	城岳公園内遊歩道沿い
35	35-2	那覇市楚辺1-10-29	楚辺ハイツ･墓･駐車場側植栽
35	35-3	那覇市楚辺2-1-1	城岳小学校駐車場前植栽
35	35-4	那覇市楚辺2-42	古波蔵交差点歩道脇緑地(道路向き)
35	35-5	那覇市楚辺2-42	古波蔵交差点く歩道脇緑地(道路向き)
35	35-6	那覇市楚辺2-42	古波蔵交差点前ガードパイプ(JA向き少し高台)
35	35-7	那覇市楚辺2-33	沖縄県JA会館前ガードパイプ(道路向き)
36	36-1	那覇市壺川2丁目	那覇社会保険事務所向い壺川中公園内(緑地)
36	36-2	那覇市壺川2-10-6	県営大橋団地バス停近くガードブロック
36	36-3	那覇市壺川2丁目	歩道向け
36	36-4	那覇市壺川1-8-3	郵便逓送株向いガードレール

那覇市ポスター掲示場設置場所一覧表

投票区	掲示場番号	ポスター掲示場の設置場所	設営詳細
36	36-5	那覇市壺川1-11-1	壷川改良住宅A-2棟横くろしお会館斜め向いのガードレール

那覇市ポスター掲示場設置場所一覧表

投票区	掲示場番号	ポスター掲示場の設置場所	設営詳細
36	36-6	那覇市壺川1-11-1	壷川東公園内ｸﾞﾗﾝﾄﾞﾊﾟﾚｽ壷川斜め向かい（道路向き）
36	36-7	那覇市壺川3-3-8	那覇中央郵便局入口付近の植栽
37	37-3	那覇市天久1-3	天久ちゅらまち公園の植栽(メゾン・ポルテ・ボヌール向い)
37	37-5	那覇市天久2-24	天久緑風公園フェンス(日建学院駐車場向い)
37	37-1	那覇市天久1-3	天久ちゅらまち公園スポーツデポ後ろの植栽
37	37-2	那覇市天久1-3	天久ちゅらまち公園あめくみらい幼保園入口向かいの植栽
37	37-4	那覇市天久1-4-1	フェンス
37	37-6	那覇市天久2-24	天久緑風公園の柵(契約駐車場向い)
38	38-7	那覇市牧志1-6	牧志1丁目・緑ケ丘公園内エーワンパーキング近く
38	38-8	那覇市牧志1-6-30	牧志1丁目・緑ケ丘公園内(糸数家近く)
38	38-1	那覇市牧志1丁目	ガーブ川沿いガードレール
38	38-2	那覇市前島1-3	前島中公園の柵(学校向い)
38	38-3	那覇市前島1-7-1	前島小学校運動場近く前島中公園斜め向いガードパイプ
38	38-4	那覇市前島1-20	前島南公園の柵(道路向き)
38	38-5	那覇市前島2-13-10	第一総業管理・銀行駐車場フェンス(58号線向い)
38	38-6	那覇市前島2-13-10	第一総業管理・銀行駐車場フェンス(駐車場出入口付近)
39	39-1	那覇市前島3-20	前島北公園の柵
39	39-2	那覇市前島3-20	前島北公園の柵(駐車場向き)
39	39-3	那覇市松山2-19	若松公園内(道路向き)
39	39-4	那覇市松山2-24-1	那覇中学校プール側近く
39	39-5	那覇市松山3-27	ロコイン沖縄駐車場横ガードパイプ
39	39-6	沖縄県那覇市松山1丁目17	松山公園駐車場出入口付近フェンス
39	39-7	那覇市松山1-17	松山公園福州園向い出入口付近の植栽
40	40-1	那覇市若狭3-32	夫婦瀬公園の緑地(渡嘉敷宅向い)
40	40-2	那覇市若狭3-32	夫婦瀬公園の緑地(WC付近)
40	40-3	那覇市若狭2-25	若狭海浜公園トイレ向いの植栽
40	40-4	那覇市若狭2-16	若狭小学校裏門フェンス
40	40-5	那覇市若狭1-25	波乃上写真館ビル駐車場後ろ・旭ケ丘公園内明倫堂近くの植栽
40	40-6	那覇市若狭1-27	若狭中通り沿い歩道脇緑地
41	41-1	那覇市久米2-17	松下駐車場前ガードパイプ
41	41-2	那覇市久米2-15	久米公園出入口のブロック囲い
41	41-3	那覇市東町10-1	エムズガーデンモナコ駐車場横ガードパイプ
41	41-4	那覇市西1-20	サンシャイン通りニッポンレンタカー駐車場付近・タイラビル向かい(ガードパイプ)
41	41-5	那覇市久米2-30	松山公園交差点歩道脇の緑地
42	42-1	那覇市辻2-31	波之上自動車学校向いの植栽
42	42-2	那覇市辻2-26	三文珠公園の柵(砂川宅向い)
42	42-3	那覇市辻2-26	三文珠公園の柵(前田宅向かい道路向)き
42	42-4	那覇市辻1-7	辻南公園側ガードパイプ
42	42-5	那覇市通堂町	旭橋交差点ガードレール(駐車場側)
42	42-6	那覇市通堂町	港湾1号線那覇埠頭道向かい歩道脇緑地
43	43-1	那覇市字小禄1102	垣花食堂向いガードパイプ
43	43-2	那覇市山下町28-8	照屋宅向いガードレール
43	43-3	那覇市山下町11-3	垣花幼稚園前ガードパイプ
43	43-4	那覇市山下町6	山下西児童公園入り口フェンス
43	43-5	那覇市山下町18-26	奥武山公園第2駐車場入口横ガードパイプ
43	43-6	那覇市奥武山町50-1	沖縄セルラーパーク那覇前ガードパイプ
43	43-7	那覇市奥武山町316-2	山下交差点ガードパイプ(県道向け・車道向き)
43	43-8	那覇市鏡原町10-20	沖縄そば「与那原屋Ⅱ」向い歩道の落下防止柵
44	44-1	那覇市字小禄239	大田整形外科医院前ガードパイプ
44	44-2	那覇市字小禄105	高良宅向いガードレール
44	44-3	那覇市字田原88	田原自治会館斜め向いガードパイプ
44	44-4	那覇市字田原169-5	新垣宅前ガードパイプ

那覇市ポスター掲示場設置場所一覧表

投票区	掲示場番号	ポスター掲示場の設置場所	設営詳細
44	44-5	那覇市字小禄1180	真境名宅向いガードレール

那覇市ポスター掲示場設置場所一覧表

投票区	掲示場番号	ポスター掲示場の設置場所	設営詳細
45	45-1	那覇市小禄5-17-2	和ウィメンズクリニック向いガードレール
45	45-2	那覇市小禄4-17-1	當間宅向い小禄若草公園フェンス
45	45-3	那覇市字小禄1240	小禄泉原郵便局横ガードパイプ
45	45-4	那覇市小禄3-7-2	Uハウス前ガードレール
45	45-5	那覇市小禄5-13-1	たかよしビル前ガードレール
45	45-6	那覇市小禄4-1-3	長嶺第2アパート駐車場落下柵（歩道側の柵）
45	45-7	那覇市小禄3-5-7	小禄月光公園
45	45-8	那覇市字小禄546-2	金城アパート前ガードパイプ
45	45-9	那覇市小禄2-5-1	小禄南風公園柵
45	45-10	那覇市小禄2-2-2	TSマンション向かいガードレール
45	45-11	那覇市小禄2-10-7	ファミールさくら前ガードレール
46	46-1	那覇市鏡原町10-38	那覇市鏡原保育所向かいガードレール（漫湖側）
46	46-2	那覇市鏡原町31-5	くじら公園側ガードレール
46	46-3	那覇市小禄1-32-1	大山方横ガードパイプ
46	46-4	那覇市小禄1-9	ひよどり児童公園柵
46	46-5	那覇市鏡原町37-1	漫湖公園テニスコート前植込み
46	46-6	那覇市鏡原町35-9	鏡原中正門横ガードレール
47	47-1	那覇市宇栄原6-7-23	あさひハウス向かいガードパイプ
47	47-2	那覇市宇栄原6-3-1	平良宅前ガードパイプ
47	47-3	那覇市宇栄原4-15-1	宇栄原団地前バス停横ガードパイプ
47	47-4	那覇市宇栄原4-14-2	宇栄原団地6棟前柵
47	47-5	那覇市宇栄原5-12-34	ライオンズマンション宇栄原第2前柵
47	47-6	那覇市宇栄原5-7-20	宇栄原西公園植栽前
47	47-7	那覇市宇栄原4-16-15	宇栄原団地C-15向いガードパイプ
47	47-8	那覇市字宇栄原	宇栄原中公園柵
47	47-9	那覇市宇栄原6-9-22	宇栄原公園フェンス前
48	48-1	那覇市宇栄原1-26-15	小禄オートガス前ガードパイプ
48	48-2	那覇市宇栄原1-10-13	契約駐車場前ガードパイプ
48	48-3	那覇市宇栄原2-12-15	五月公園柵
48	48-4	那覇市宇栄原1-18-6	棚原宅前ガードパイプ
48	48-5	那覇市宇栄原2-8-32	五月公園柵
48	48-6	那覇市高良3-2-28	いさやパーキング前ガードレール
48	48-7	那覇市高良3-5	高良あおぞら公園柵
49	49-1	那覇市高良1-4	高良公園
49	49-2	那覇市宮城1-12-5	上原宅向かいガードパイプ
49	49-3	那覇市高良2-3-18	小禄農協横落下柵
49	49-4	那覇市高良1-4-43	具志宅前の柵
49	49-5	那覇市高良2-14-22	サンヒルズ高良向い落下柵
49	49-6	那覇市具志2-24	あさがお公園柵
49	49-7	那覇市具志3-10	具志・宮城西公園柵
49	49-8	那覇市具志2-32-11	忠農園横ガードレール
49	49-9	那覇市高良2-5	高前原公園落下柵
50	50-8	那覇市赤嶺2-2-1	赤嶺中継ポンプ場柵
50	50-1	那覇市赤嶺2-6-1	世界真光沖縄道場前ガードレール
50	50-2	那覇市赤嶺2丁目	小禄わかば公園
50	50-3	那覇市田原3-2-1	小禄市営住宅1棟前フェンス
50	50-4	那覇市田原3-6-1	小禄市営住宅5棟前駅階段前フェンス
50	50-5	那覇市田原3-4-1	田原公園
50	50-6	那覇市赤嶺1-5-2	ビッグエコー小禄店裏ガードレール
50	50-7	那覇市金城4丁目	さくら公園遊歩道
51	51-1	那覇市銘苅2-3-1	新都心銘苅庁舎横の柵
51	51-2	那覇市銘苅1-16-5	ふくふくびる向いガードレール

那覇市ポスター掲示場設置場所一覧表

投票区	掲示場番号	ポスター掲示場の設置場所	設営詳細
51	51-3	那覇市字古島29	琉球生コン前ガードフェンス

那覇市ポスター掲示場設置場所一覧表

投票区	掲示場番号	ポスター掲示場の設置場所	設営詳細
51	51-4	那覇市銘苅2-10	沖縄の杜公園・パークサイドツグミ横ガードフェンス
51	51-5	那覇市銘苅3-3	銘苅てんとうむし公園の草地(仲本宅向い)
51	51-6	那覇市銘苅1-18-16	新都心銘苅市営住宅1号棟前の植栽
51	51-7	那覇市銘苅2-10	公園側・横断歩道近くガードフェンス(T字路)
51	51-8	那覇市銘苅1-5	銘苅かりゆし公園の草地(TUXHair駐車場向い)
51	51-9	那覇市銘苅2-10	沖縄の杜公園・エレガンテむつみ向いのガードフェンス
51	51-10	那覇市銘苅2-20	ガードパイプ(ブランドール新都心向い)
52	52-7	那覇市安謝1-16	安謝東原公園WC近く(ガードパイプ)
52	52-1	那覇市おもろまち3-2-1	新都心公園の植栽(はるやま向い)
52	52-2	那覇市おもろまち3-2-1	新都心公園の植栽(大興新都心マンション向い)
52	52-3	那覇市おもろまち3-2-1	新都心公園の植栽(メゾンドールUCHIMA向い)
52	52-4	那覇市おもろまち3-2-1	新都心公園の植栽(パークサイドおもろ向いT字路)
52	52-5	那覇市おもろまち3-2-1	新都心公園の植栽(はるやま向い)公園向き
52	52-6	那覇市おもろまち3-2-1	Dグラディア天久パークビュー向かい
53	53-1	那覇市金城1丁目	小禄すみれ児童公園
53	53-2	那覇市田原1丁目	どんぐり公園フェンス
53	53-3	那覇市金城5-10-2	イオン那覇店西側駐車場出口横植栽
53	53-4	那覇市金城3-2-1	小禄金城公園内柵(池の前)
53	53-5	那覇市金城3丁目	小禄金城公園(金城中側)
54	54-1	那覇市首里鳥堀町5-55-3	県営鳥堀団地1棟裏のフェンス
54	54-2	那覇市首里鳥堀町4-29	宜野座宅横の柵
54	54-3	那覇市首里汀良町3-11	上里宅付近ガードパイプ(歩道向き)
54	54-4	那覇市首里久場川町2-96	久場川市営住宅A2棟前ガードパイプ
54	54-5	那覇市首里久場川町2-149-4	消防署首里出張所向い転落防止柵
54	54-6	那覇市首里久場川町2-18	久場川児童館前ガードパイプ
54	54-7	那覇市首里久場川町2-36	首里久場川町久場川市営住宅前の柵(浜比嘉アパートB向い)
54	54-8	那覇市首里久場川町2-86-6	ローソン首里久場川団地前店隣のガードレール
54	54-9	那覇市首里赤平町2-33	虎瀬公園入口ガードレール(真栄田壮向い)
54	54-10	那覇市首里汀良町2-7-6	島袋宅向い(駐車場フェンス・文化財課所管管理地)

那覇市選挙管理委員会告示第 25 号

平　成　２８　年　６　月　２２　日

掲　　示　　済

直接請求に要する選挙権を有する者の数について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第１項及び第 75 条第１項並びに市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第６号）第４条第１項及び第４条の２第１項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の１の数並びに地方自治法第 76 条第１項、第 80 条第１項、第 81 条第１項及び第 86 条第１項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第８条第１項に規定する選挙権を有する者の総数の３分の１の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第４条第 11 項及び第５条第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の６分の１の数は、それぞれ次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長　唐 眞　弘 安

１	選挙権を有する者の総数の50分の１の数	5,211人
２	選挙権を有する者の総数の３分の１の数	86,845人
３	選挙権を有する者の総数の６分の１の数	43,423人

那覇市選挙管理委員会告示第 26 号
平　成　２８　年　６　月　２２　日
掲　　示　　済

期日前投票所について

平成 28 年７月 10 日執行の第 24 回参議院沖縄県選挙区選出議員選挙及び比例代表選出議員選挙の期日前投票の場所を次のとおり定める。

那覇市選挙管理委員会
委員長　唐 眞　弘 安

期日前 投票所名	投票所に充てる 施設の名称	所在地	設置期間
期日前 第１投票所	那覇市役所本庁舎 １階	那覇市泉崎 １丁目１番１号	平成28年６月23日 ～ 平成28年７月９日 午前８時30分 ～ 午後８時
期日前 第２投票所	首里支所 １階会議室	那覇市首里久場川町 ２丁目 18 番地９	平成28年７月４日 ～ 平成28年７月９日 午前９時 ～ 午後６時
期日前 第３投票所	真和志庁舎 地下会議室	那覇市寄宮 ２丁目 32 番１号	
期日前 第４投票所	サンエー那覇 メインプレイス ５階中央出入口	那覇市おもろまち ４丁目４番９号	平成28年７月４日 ～ 平成28年７月９日 午前10時 ～ 午後８時
期日前 第５投票所	イオン那覇店 ５階西 エレベーター乗り場	那覇市金城 ５丁目 10 番地２	
期日前 第６投票所	沖縄大学 本館多目的学習室	那覇市字国場 555 番地	平成28年６月30日 午前10時 ～ 午後６時

那覇市選挙管理委員会告示第27号
平　成　２８　年　６　月　２２　日
掲　　示　　済

期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任及び氏名等について

平成28年7月10日執行の第24回参議院沖縄県選挙区選出議員選挙及び比例代表選出議員選挙の期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

選任者については、別紙のとおりとする。

那覇市選挙管理委員会
委員長　唐　眞　弘　安

期日前投票所における投票管理者及び同職務代理者（告示）

期日前投票所名	投票管理者 氏名	期間	同職務代理者 氏名	期間
期日前第1投票所	高江洲　義人	平成28年 6月25日 ～ 6月26日	山本　大輔	平成28年 6月22日 ～ 7月9日
	渡慶次　柴福	平成28年 6月24日 7月1日 7月5日 ～ 7月6日		
	倉原　英弘	平成28年 6月28日 7月2日 ～ 7月3日		
	金城　貞雄	平成28年 6月27日 6月29日		
	新里　真和	平成28年 6月23日 6月30日 7月4日 7月7日 ～ 7月9日		
期日前第2投票所	比嘉　　拓	平成28年 7月4日	金城　誠	平成28年 7月4日 ～ 7月9日
	大城　宣継	平成28年 7月5日 7月9日		
	新川　智博	平成28年 7月6日		
	長嶺　隆弘	平成28年 7月7日 ～ 7月8日		

期日前投票所における投票管理者及び同職務代理者（告示）

期日前投票所名	投票管理者 氏名	期間	同職務代理者 氏名	期間
期日前第3投票所	赤嶺　譲	平成28年7月4日～7月5日	大城　尚也	平成28年7月4日～7月9日
	山城　興伸	平成28年7月6日		
	大城　毅	平成28年7月7日		
	平良　啓	平成28年7月8日		
	佐々木　一肇	平成28年7月9日		
期日前第4投票所	新川　智博	平成28年7月4日 7月9日	金城　勝悟	平成28年7月4日～7月9日
	島袋　元治	平成28年7月5日		
	金城　国夫	平成28年7月6日		
	赤嶺　譲	平成28年7月7日		
	山城　興伸	平成28年7月8日		
期日前第5投票所	山城　興伸	平成28年7月4日～7月5日 7月9日	漢那　武也	平成28年7月4日～7月9日
	上原　堅次郎	平成28年7月6日～7月8日		
期日前第6投票所	金城　国夫	平成28年6月30日	根間　秀幸	平成28年6月30日

那覇市選挙管理委員会告示第 28 号
平　成　２８　年　６　月　２２　日
掲　　示　　済

投票所について

平成 28 年７月 10 日執行の第 24 回参議院沖縄県選挙区選出議員選挙及び比例代表選出議員選挙の投票の場所を次のとおり定める。

那覇市選挙管理委員会
委員長　唐 眞　弘 安

投　票　所　一　覧　表

投票区	投　票　所	投　票　場　所	住　　所
1	石嶺小学校	石嶺小学校体育館	首里石嶺町4-360-8
2	城東小学校	城東小学校体育館下1階	首里石嶺町2-74
3	城北小学校	城北小学校体育館	首里石嶺町1-162
4	城北小学校	城北小学校体育館	首里石嶺町1-162
5	大名児童館	大名児童館1階	首里大名町2-75
6	首里公民館	首里公民館1階ホール	首里当蔵町2-8-2
7	城南小学校	城南小学校地域連携教室	首里崎山町4-35-2
8	城西小学校	城西小学校1階玄関フロア	首里真和志町1-5
9	首里高校	首里高校管理棟玄関ホール	首里真和志町2-43
10	松島中学校	松島中学校1階多目的室	古島2-11-2
11	末吉老人福祉センター	末吉老人福祉センター1階	首里末吉町2-14
12	真嘉比小学校	真嘉比小学校校舎1階フロア	字真嘉比209
13	大道中央病院	大道中央病院通所リハビリテーション室	安里1-1-37
14	沖縄工業高校	沖縄工業高校理科芸術棟（絵画デザイン教室）	松川3-20-1
15	松川小学校	松川小学校ゆいゆいホール（地域連携ホール）	松川1-7-1
16	大道小学校	大道小学校	字大道146-1
17	石田中学校	石田中学校玄関ホール	繁多川5-17-1
18	識名小学校	識名小学校玄関広場	識名2-2-1
19	上間小学校	上間小学校	長田1-13-65
20	仲井真小学校	仲井真小学校体育館	字仲井真173
21	真地小学校	真地小学校体育館	字真地313
22	寄宮中学校	寄宮中学校職員室側ロビー	長田1-13-65
23	真和志小学校	真和志小学校玄関横教室	寄宮3-1-1
24	真和志庁舎	真和志庁舎地下コミュニティー会議室	寄宮2-32-1
25	与儀小学校	与儀小学校体育館	与儀1-1-1
26	古蔵中学校	古蔵中学校校舎内1階センターホール	古波蔵4-8-1
27	古蔵中学校	古蔵中学校校舎内1階センターホール	古波蔵4-8-1
28	安謝児童館	安謝児童館1階多目的ホール	安謝2-15-1
29	曙小学校	曙小学校ミーティングルーム	曙2-18-1
30	泊幼稚園	泊幼稚園講堂	泊2-23-9
31	神原小学校	神原小学校1階オープンスペース	樋川2-7-1
32	壺屋小学校	壺屋小学校1階ワークスペース	牧志3-14-12
33	那覇市役所本庁舎	那覇市役所本庁舎1階	泉崎1-1-1
34	神原中学校	神原中学校体育館1階（武道場）	樋川2-8-1
35	城岳小学校	城岳小学校体育館	楚辺2-1-1
36	壺川老人福祉センター	壺川老人福祉センター1階リハビリ室	壺川2-3-11
37	天久小学校	天久小学校体育館	天久1-4-1
38	那覇小学校	那覇小学校地域連携室	前島1-7-1

投　票　所　一　覧　表

投票区	投　票　所	投　票　場　所	住　　所
39	那覇中学校	那覇中学校第2美術教室	松山2-24-1
40	若狭小学校	若狭小学校C棟多目的ホール（裏門プール側）	若狭2-16-1
41	上山中学校	上山中学校体育館	久米1-3-1
42	上山中学校	上山中学校体育館	久米1-3-1
43	垣花小学校	垣花小学校視聴覚教室	山下町17-1
44	小禄小学校	小禄小学校体育館	字小禄1150
45	小禄南小学校	小禄南小学校玄関フロア	小禄4-14-1
46	療育センター	療育センター1階ホール	鏡原町10-40
47	小禄支所	小禄支所1階ロビー	字宇栄原1035
48	さつき小学校	さつき小学校交流プラザ	宇栄原1-12-1
49	小禄南公民館	小禄南公民館1階ホール	高良2-7-1
50	金城小学校	金城小学校体育館	金城4-3-1
51	なは市民協働プラザ	なは市民協働プラザ(旧銘苅庁舎)1階	銘苅2-3-1
52	那覇市緑化センター	那覇市緑化センターホール	おもろまち3-2-1
53	金城中学校	金城中学校体育館	金城4-4-1
54	首里支所	首里支所1階会議室	首里久場川町2-18-9

那覇市選挙管理委員会告示第 29 号
平　成　２８　年　６　月　２２　日
掲　　示　　済

投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任及び氏名等について

平成 28 年７月 10 日執行の第 24 回参議院沖縄県選挙区選出議員選挙及び比例代表選出議員選挙における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

選任者については、別紙のとおりとする。

那覇市選挙管理委員会
委員長　唐 眞　弘 安

投票管理者（告示）

投票区	投票所	氏名
第1投票区	石嶺小学校	安座間　勉
第2投票区	城東小学校	宮良　努
第3投票区	城北小学校	座嘉比　光雄
第4投票区	城北小学校	赤嶺　譲
第5投票区	大名児童館	中城　盛光
第6投票区	首里公民館	徳永　周作
第7投票区	城南小学校	中本　順也
第8投票区	城西小学校	神谷　乗治
第9投票区	首里高校	又吉　盛斗
第10投票区	松島中学校	澤岻　寛明
第11投票区	末吉老人福祉センター	池原　哲之
第12投票区	真嘉比小学校	渡嘉敷　宗清
第13投票区	大道中央病院	金城　康也
第14投票区	沖縄工業高校	城間　聡
第15投票区	松川小学校	大城　義智
第16投票区	大道小学校	當間　広樹
第17投票区	石田中学校	山城　忠信
第18投票区	識名小学校	山城　正行
第19投票区	上間小学校	瀬長　正勝
第20投票区	仲井真小学校	新崎　隆
第21投票区	真地小学校	本永　春樹
第22投票区	寄宮中学校	大城　孝也
第23投票区	真和志小学校	高宮　修一
第24投票区	真和志庁舎	末吉　正睦
第25投票区	与儀小学校	伊覇　太
第26投票区	古蔵中学校	當山　忠彦
第27投票区	古蔵中学校	比嘉　世顕
第28投票区	安謝児童館	下地　広樹
第29投票区	曙小学校	元　健二
第30投票区	泊幼稚園	慶田城　用世
第31投票区	神原小学校	当真　嗣貴
第32投票区	壺屋小学校	望月　雄紀
第33投票区	那覇市役所本庁舎	上原　堅次郎
第34投票区	神原中学校	稲福　政彦
第35投票区	城岳小学校	渡慶次　力
第36投票区	壺川老人センター	古堅　博己
第37投票区	天久小学校	又吉　剛
第38投票区	那覇小学校	上江洲　寛
第39投票区	那覇中学校	比嘉　康裕
第40投票区	若狭小学校	佐々木　一肇

投票管理者（告示）

投票区	投票所	氏名
第41投票区	上山中学校	棚原　憲一郎
第42投票区	上山中学校	波平　治
第43投票区	垣花小学校	仲本　達彦
第44投票区	小禄小学校	金武　佳之
第45投票区	小禄南小学校	栄野元　到
第46投票区	療育センター	座安　まり子
第47投票区	小禄支所	大嶺　毅
第48投票区	さつき小学校	玉寄　博道
第49投票区	小禄南公民館	長田　健二
第50投票区	金城小学校	親川　純也
第51投票区	銘苅庁舎	新里　亨
第52投票区	緑化センター	松本　悠樹
第53投票区	金城中学校	平良　厚
第54投票区	首里支所	上原　立也

那覇市選挙管理委員会告示第30号
平成　28　年　6　月　22　日
掲　　示　　済

投票記載所の氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所について

平成28年7月10日執行の第24回参議院沖縄県選挙区選出議員選挙における氏名等の掲示（投票所氏名掲示）の順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のように定める。

那覇市選挙管理委員会
委員長　唐　眞　弘　安

記

１　日　時　　平成28年6月22日（水）　午後５時30分

２　場　所　　那覇市泉崎１丁目１番１号　　那覇市役所本庁舎12階
　　那覇市選挙管理委員会事務局

那覇市選挙管理委員会告示第 31 号
平　成　２８　年　６　月　２２　日
掲　　示　　済

開票の場所及び日時について

平成 28 年７月 10 日執行の第 24 回参議院沖縄県選挙区選出議員選挙及び比例代表選出議員選挙における開票の場所及び日時は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長　唐 眞　弘 安

記

１　場　所　　那 覇 市 字 識 名　1227 番 地
　　那覇市民体育館　メインアリーナ

２　日　時　　平 成 28 年 7 月 10 日（日）　午後９時 10 分

那覇市選挙管理委員会告示第 32 号
平　成　２８　年　６　月　２２　日
掲　　示　　済

開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任及び氏名等について

平成 28 年７月 10 日執行の第 24 回参議院沖縄県選挙区選出議員選挙及び比例代表選出議員選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

那覇市選挙管理委員会
委員長　唐 眞　弘 安

第 24 回参議院議員通常選挙　　選挙区

開票区名	開票管理者	同職務代理者
	氏　名	氏　名
那覇市	唐眞　弘安	玉城　　彰

第 24 回参議院議員通常選挙　　比例代表区

開票区名	開票管理者	同職務代理者
	氏　名	氏　名
那覇市	松田　義之	當真　良明

那覇市選挙管理委員会告示第 33 号
平 成 ２８ 年 ６ 月 ２２ 日
掲　　示　　済

開票立会人決定のくじを行う場所及び日時について

平成 28 年７月 10 日執行の第 24 回参議院沖縄県選挙区選出議員選挙及び比例代表選出議員選挙のにおいて、開票立会人として届出のあった者が 10 人を超える場合又は同一政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が３人以上あるときのくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長　唐 眞　弘 安

記

１　場　所　　那覇市泉崎１丁目１番１号
那覇市役所本庁舎 12 階
那覇市選挙管理委員会

２　日　時　　平成 28 年７月７日（木）　　午後５時

那覇市選挙管理委員会告示第 34 号
平　成　２８　年　７　月　４　日
掲　　示　　済

期日前投票所における投票管理者の氏名等の変更について

平成 28 年７月 10 日執行の第 24 回参議院沖縄県選挙区選出　議員選挙及び比例代表選出議員選挙の期日前投票所における投票管理者を次のとおり変更する。

変更する者については、別紙のとおりとする。

那覇市選挙管理委員会
委員長　唐 眞　弘 安

期日前投票所における投票管理者　新旧対照表

投票管理者

期日前投票所名	旧		新	
	氏　名	期　間	氏　名	期　間
期日前第3投票所	山城　興伸	平成28年7月6日	森根　利之	平成28年7月6日
	大城　　毅	平成28年7月7日	安里　成顕	平成28年7月7日
期日前第4投票所	赤嶺　　譲	平成28年7月7日	真栄城　敬一	平成28年7月7日
	山城　興伸	平成28年7月8日	我那覇　正	平成28年7月8日
期日前第5投票所	山城　興伸	平成28年7月4日～7月5日7月9日	山城　興伸	平成28年7月4日～7月5日
	上原　堅次郎	平成28年7月6日～7月8日	上原　堅次郎	平成28年7月6日7月8日
			比嘉　浩剛	平成28年7月7日
			平良　俊弥	平成28年7月9日

監査委員告示

那覇市監査委員告示第１号
平成 28 年 6 月 28 日
掲　　示　　済

那覇市監査委員　新　城　和　範
同　　宮　里　善　博
同　　翁　長　俊　英
同　　高　良　正　幸

包括外部監査の事務を補助する者について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 32 第１項に規定する包括外部監査人の監査の事務を補助する者について、同条第２項の規定により、次のとおり告示します。

１　監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住　　所
新見　研吾	
本永　敬三	

２　監査の事務を補助できる期間
平成 28 年７月１日から平成 29 年３月 31 日まで